

平成28年

9月14日 水

10:30-17:00 (受付開始10:00)

受講料: 30,000円(税込) / 書籍購入 32,500円(税込)

※セミナー受講者様は2,500円で書籍が購入できます。

※各会員割引あり(裏面をご参照ください)

会場: TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)



定員
60名様
限定

講師

牧口 晴一 氏

牧口会計事務所 所長
法務大臣認証「事業承継ADR」調停補佐人
税理士

昭和28年生まれ、慶應義塾大学法学部法律学科卒。
名古屋大学法学部大学院(会社法) 修士。



主な著書

- 『イラストでわかる中小企業経営者のための新会社法』(経済法令・2006)
- 『非公開株式譲渡の法務・税務(第4版)』(中央経済社・2014)
- 『事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務(第3版)』(中央経済社・2015)
- 『組織再編・資本等取引をめぐる税務の基礎(第2版)』(中央経済社・2016)
- 『6%の売上UPで利益が2倍になるワケ(第2版)』(税務経理協会・2013)
- 『中小企業の事業承継(第7版)』(清文社・2016)など他多数

ごあんない

難解な会社法をついでに理解できます。

出来あいの定款でとりあえず設立してしまった会社
いざ相続が起きて手遅れになっています。
しかも、手遅れになったことすら気づいていないのです。

普段は問題なし。しかし、ひとたび「争族」が勃発すると
定款が足かせになってしまい、負ける!
それに対応するためには、事前に定款を整備しておくべきです。

せっかく会社法が改正されて中小企業向けに
事業承継にも活用できるのに定款の変更ができていないのです。
やってもいない取締役会を廃止して身軽になることや
代表取締役が一任で処理できる項目を増やすのも一考です。
種類株式を発行するにも定款に記載が必要です。

まさに、個人の遺言に相当するのが、会社の遺言に相当する
第二の遺言書なのです。

「定款の整備が遅れている！」
事業承継に必須の“第二の遺言書”

使用テキスト
[七訂版] 図解&イラスト
『中小企業の事業承継』
～最新!税制改正対応～

牧口 晴一 氏 共著
清文社 / 2016年5月発行
定価: 3,024円(税込)



WEBでのお申し込みは >> <https://tap-seminar.jp>



FAXでのお申し込みは

FAX: 03-3208-6255

9月14日開催「事業承継に必須の『第二の遺言書』『定款』の整備が遅れている!」受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL	FAX	
携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。			
ふりがな			
参加者名	E-mail		
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他()		認定区分に○印 AFP・CFP® 番号
必ずいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 書籍を持参する <input type="checkbox"/> 書籍を持参しない(書籍を購入する2,500円)			
<input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> それ以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用(No.)			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。
- **各会員割引** ※1 **無料**：東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
 ※2 **30%OFF**：大阪定額制クラブ会員
 ※3 **20%OFF**：TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員
 ※書籍は割引対象外です。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による【不動産概算評価・机上広大地判定(無料)】のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
 ※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませ。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
 法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 **東京アプレイザル**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ✉ seminar@t-ap.jp